業務委託契約書

第1条(委託業務)

甲は乙に対し、以下の業務(以下「本業務」という)を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 指定商品の商品画像加工
- (2) 指定サイト上に商品情報の登録
- (3) 上記業務における甲が求める基準に達しないもの、誤りのあるものの訂正作業

第2条(委託料)

1 各委託料は下記の通りとする

指定商品の商品画像加工および指定サイト上に商品情報の登録(以下「出品業務」という) 50円/件

第3条(研修期間)

- 1 出品業務 100 件までを研修期間と定める。
- 2 研修期間中の委託料は4,000円/100件とする。
- 3 委託料の分割支払いは原則行わないものとする。但し甲が承諾した場合はその限りではない。

第4条(契約期間・契約更新)

- 1 契約期間は、契約日より1か月とする
- 2 契約期間満了日の1週間前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約 と同一の条件でさらに1か月間更新するものとし、以後同様とする。
- 3 契約更新時に研修期間を終了している場合は第3条を無効とし、以後同様とする。

第5条 (再委託の制限)

乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りではない。

第6条(秘密保持)

乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏

洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

第7条 (解除)

甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続きを 要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。
- (2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞 納処分を受けたとき。
- (3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
- (6) 相手方への連絡が一か月以上とることができなくなったとき。
- (7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。
- (8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。
- (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

第7条(契約終了後の処理)

本契約終了後、(契約解消後) 乙は、甲の指示に基づき、直ちに本業務に関する物品を返還 または破棄するものとする。

第8条(協議)

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

第9条(賠償)

甲乙はお互いに個々の過失、法令違反、背徳行為によって相手に対して金銭的損害が発生した場合、それにかかわる一切の金額を保証する義務を持つものとする。

第10条(裁判管轄)

本契約に関する一切の争訟は、XX 地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通ずつ保存する。

契約日 年 月 日

甲 氏名 古橋 翼住所

乙 氏名住所